

病児保育事業について

令和8年5月

沖縄県子育て支援課 子育て班

本日の内容

- 1 病児保育事業の概要
- 2 届出について
- 3 事故報告について
- 4 適切な運用について
- 5 今後の予定について

1 病児保育事業の概要

病児保育事業とは

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業となっており、現在、県内では78施設から届出されております。

病児保育事業類型：

(1) 病児対応型 (2) 病後児対応型 (3) 体調不良児型 (4) 非施設型(訪問型)

2 届出について

届出の必要性について



重要

自主事業で実施する場合も届出が必須です

【届出対象】 病児保育事業を開始する全ての事業者

【届出先】 **各市町村担当課** ※各市町村を経由し、県に提出となります。

【届出時期】 (開始・休止・廃止) 事業開始の**前までに**
(変更) 変更の日から1月以内に

児童福祉法 第34条の18

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令に定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令に定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

届出事項について

(児童福祉法施行規則 第36条の38,39) 開始届出書

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所
(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

届出事項について

(児童福祉法施行規則 第36条の38)

変更届出書

開始届出書で報告した事項より変更があった事項。

※ 変更内容が分かる書類の提出が必要

(児童福祉法施行規則 第36条の39)

廃止・休止届出書

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

3 事故報告について

事故報告について



事故が発生した場合には、
速やかに当該事実を報告しなければならないとされています。

児童福祉法施行規則 (抄)

第36条の39の2

病児保育事業を行う者は、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

報告の対象となる事故の範囲

(1) 重大事故

- ア 死亡事故
- イ 意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ウ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

(2) 自動車への置き去り事故 (令和8年度より新たに報告対象)

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置 (以下「安全装置」という。) の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合に報告すること。

- ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
- イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

(1) 重大事故

[illegible]



教育・保育施設等事故報告書 (重大事故)

写真画			
写真撮影方法	撮影日時		
写真撮影に際する場所	撮影場所 (写真)	撮影内容	
被害画像	撮影日時		
写真撮影者氏名・住所・電話番号			
※ 写真提出必須！			

絵画画		
絵画の書き方	書画日時	書画内容
絵画の書き方	書画日時 (写真)	書画内容
絵画の書き方	書画日時 (写真)	書画内容
写真撮影者氏名・住所・電話番号		
※ 写真提出必須！		

図地画	
図画・造形画の書き方	図画日時
写真撮影者氏名・住所・電話番号	
※ 写真提出必須！	

人形画	
人形画の書き方	人形画日時
人形画の書き方	人形画日時
人形画の書き方	人形画日時
写真撮影者氏名・住所・電話番号	
※ 写真提出必須！	

※ 写真・絵画・図画・造形画・人形画は、写真撮影の日付、撮影場所、撮影者氏名、撮影日時を記入し、提出すること。

アンケート実施に 関する取組等詳細	取組内容
【実施】	※ 重大事故発生後直ちに、関係者等関係機関からなる事故原因調査チームを設置し、調査して1ヶ月、3ヶ月、半年、1年ごとに調査結果を関係機関等に報告し、関係機関等から指導を受け、改善の取組を行うこと。また、関係機関等からの指導を受け、改善の取組を行うこと。 ※ 関係機関等からの指導を受け、改善の取組を行うこと。

自覚録コメント(必要時)	
※ 関係機関等からの指導を受け、改善の取組を行うこと。	

※ 重大事故発生後直ちに、関係者等関係機関からなる事故原因調査チームを設置し、調査して1ヶ月、3ヶ月、半年、1年ごとに調査結果を関係機関等に報告し、関係機関等から指導を受け、改善の取組を行うこと。

(2) 自動車への置き去り事故

[illegible][illegible]

4 適切な運用について

適切な運用について

病児保育事業において、基準に沿った運用を行うことが必要となります。
適切な運用をお願いいたします。

主な基準

【配置基準】

○病児・病後児対応型

看護師：おおむね10人につき1名、保育士：おおむね3人につき1名

○非施設型（訪問型）

1人につき保育士または、一定の研修を修了した看護師等1名

【診療報酬提供書等】

医療機関でない施設が病児対応型または、非施設型（訪問型）を実施する際には、医師

の連絡票により症状を確認し、受け入れまたは訪問の決定を行うこと。

【協力医療機関】

協力医医療機関及び指導医があらかじめ定められていること。

5 今後の予定について

(1) 令和8年度に指導監査要綱を制定予定

病児保育事業の需要が高まり、適切な運用が求められていることから、県において指導監査要綱の制定を検討中。

実施都道府県

鳥取県、兵庫県 等

(2) 病児・病後児保育研修、病児・病後児（訪問型）研修実施予定

現在、病児保育に従事している方やこれから病児保育事業実施を考えている方を対象に研修を実施する予定。

※詳細が決まり次第、ご連絡いたします。

ご清聴ありがとうございました。